

日高町産業振興促進計画

令和2年2月26日作成
和歌山県日高町

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

日高町は、紀伊半島西部海岸沿いのほぼ中間点に位置し、北は由良町、東は広川町及び日高川町、南は御坊市及び美浜町と接し、西は紀伊水道に面しています。

地形的には、日ノ御崎から由良湾に至る海岸部と、西川の上・中流、支流志賀川の流域及び日高平野からなる平野部、紀伊山地の西縁部にあたる山地部にわけられ、東西約11.3km、南北約11.5kmの広がりを持ち、総面積は46.19km²となっています。

気候は、黒潮の影響を受け、年平均気温が約16度と温暖で、降雨量が比較的多く、四季を通じて穏やかで住みやすく、また稻作や畑作に適した気候となっています。

本町の総人口（平成27年国勢調査）は7,641人となっており、年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は1,194人（15.6%）、15歳から64歳までの生産年齢人口は4,196人（54.9%）、65歳以上の老人人口は2,248人（29.4%）となっています。これまでの推移をみると、人口は一貫して増加傾向で推移していますが、高齢化率も増加傾向にあり、担い手の高齢化や後継者不足が産業や地域振興などにも影響を及ぼしています。

また、就業者総数は3,658人となっており、産業3部門別にみると、第1次産業は542人（14.9%）、建設業、製造業などの第2次産業は764人（21.0%）、その他第3次産業は2,340人（64.2%）となっています。こちらの推移をみると、第1次産業が人数、構成比率共に大幅に減少し、第3次産業が人数、構成比率ともに大幅に増加し、農水産業の担い手の減少とサラリーマン世帯の増加が進んでいることがうかがえます。

観光業は、熊野古道のメインルートである西熊野街道や産湯海水浴場、クエ料理やハモ料理など本町ならではの自然や風土、食をしめる魅力ある観光・交流資源がありますが、全国的な景気低迷などの影響を受け、観光客は減少傾向にあります。

商工業については、小売業を中心に地域の購買ニーズに応えてきましたが、御坊市に隣接していることなどから、従来から商業集積が育ちにくい条件にあるとともに、近隣市町への大型店等の立地に伴い購買力の流出が進み、経営者の高齢化や後継者不足と相まって、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

本町の産業を活性化させるためには、農林水産業をはじめ商工業、観光業、情報サービス業等の分野で、既存の企業や事業者の経営の安定化を支援していくとともに、内発的な産業開発に向けた取り組みを進めていく必要があります。また、積極的に地域外事業者を誘致していく取り組みが非常に重要であり、そのために産業基盤の整備を図っていかなければなりません。

このため、平成27年に日高町の地域活性化を目的に雇用機会の創出と定住促進、人口増加に欠かすことのできない産業振興を図るべく、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号）第9条の2第1項の規定に基づき作成し、同計画の期限が到来することに伴い、現状の把握と解決、改善に向けて新たに策定します。

（2）前計画の評価

（前計画における取組及び目標）

本町が平成27年に認定された日高町産業振興促進計画（平成27年度～平成31年度。以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業振興を推進しようとする取組】

<日高町>

- ・租税特別措置の活用の促進
- ・地方税（固定資産税）の不均一課税の周知及び活用

<和歌山県>

- ・企業立地促進の活用の促進
- ・設備投資・雇用促進・産業育成の補助金等

<関係団体等>

- ・農業分野：担い手の育成・確保、都市と農村との交流の促進など
- ・林業分野：適正な森林整備の促進、黒竹の生産振興など
- ・水産業分野：担い手の育成・確保、都市と農村との交流の促進など
- ・商工業分野：商工会の育成、時代変化に即した商業活動の促進など
- ・観光業分野：観光・交流施設等の整備充実、広域観光体制の充実など

【目標】

（単位：件、人）

業種	目標	
	新規設備投資件数	新規雇用者数
農林水産物等販売業	2	20
製造業	2	20
旅館業	1	10
情報サービス業	1	10

（目標の達成状況等）

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、令和元年度末時点で次のような達成状況となった。

(単位：件、人)

業種	目標	
	新規設備投資件数	新規雇用者数
農林水産物等販売業	0	0
製造業	1	1
旅館業	0	0
情報サービス業	0	0

産業振興機械等の取得等に係る確認申請書の発行件数を基に算出。

(成果及び課題)

- ・税制の周知が不足し、地域の事業者による活用に結びつかなかった。
- ・後継者不足などにより、産業が縮小傾向にあり、設備投資をする余力のない事業者が多い。

(成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針)

本町は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- ・税制優遇措置等の効果的な周知による設備投資の促進
- ・商品価値向上につながる地域ブランドの育成
- ・若年者の地元就職および定住の促進

2. 計画の対象とする地区

本計画の対象となる地域は半島振興対策実施地域とします。日高町は町全域が対象となります。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとします。

4. 対象地区の産業の現状及び課題

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

農業に関しては、水稻を中心に野菜、花き、果樹などの複合経営が行われており、特に野菜については県下有数の産地を形成するミニトマトやキュウリなどの施設野菜、露地では豆、ブロッコリーなどが栽培されています。しかし、輸入農産物との競争の激化や生産調整に伴う長期にわたる米価の低迷など、農業をめぐる情勢が依然として厳しい中で、農家数の減少

や農業従事者の高齢化、後継者不足、これらに伴う耕作放棄地の増加、さらには鳥獣害の増加などの問題が一層深刻化し、生産活動は停滞傾向にあり、総体的な農業の活力低下が懸念されています。

このため、今後は、農業者、関係機関、行政等が共通の認識と目標のもとに連携を一層強化し、農業生産基盤の充実を進めながら、意欲ある多様な担い手の育成・確保を図るとともに、農業経営の改善や生産性の向上、高品質化の促進、環境に配慮した農業や地産地消、都市と農村との交流の促進、鳥獣害対策の強化など、多面的な支援施策を一体的に推進する必要があります。また、果樹・花卉・野菜といった農産物の販売額の低迷に対応すべく、多様化するニーズへの対応が求められています。そのためにも農産物の生産・加工・販売といった技術の向上に取り組める設備投資の促進が必要となっています。

林業に関しては、本町は森林が総面積の約3分の2を占めていますが、ほとんどが雑木林であり、資産保有的な要素が強く、林業生産活動はわずかです。今後、森林の保全・活用を中心に適正な森林整備を促進していく必要があります。特に日高町の特産品である黒竹はシカなどによる鳥獣害が深刻な問題となっており、その対策の強化が求められているほか、黒竹の生産者や工場での作業従事者の高齢化が進み、後継者の育成が今後の大きな課題となっています。また、素材供給だけでなく、独自の製品づくりや高付加価値化、新たな販路開拓なども必要となっています。

水産業に関しては、資源の減少や磯焼けなどの漁業環境の悪化に伴い、一本釣りや採貝藻を中心とした漁獲量の減少が著しく、魚価の低迷、消費の減少等とも相まって、後継者不足、漁業従事者の高齢化などがさらに深刻化しています。今後も水産業を本町の基幹産業として維持していくために、漁業生産基盤の充実や担い手の育成・確保をはじめ、資源の維持・拡大に向けた取り組みや地産地消の促進、都市と漁村との交流の促進など多面的な支援施策を一体的に推進する必要があります。また日高町の特産品であるクエを中心に販路を拡大し、流通体制の整備や設備投資の促進を図る必要があります。

(2) 商工業（製造業を含む）

商業に関しては、近隣市町への大型店等の立地に伴い購買力の流出が進み、経営者の高齢化や後継者不足といった課題があり、今後商工会との連携のもと、地域に密着したサービスの促進など、地域性に即した商業活動の展開を促進していく必要があります。

また、地元で収穫される農産物や海産物を活用した販売網を開拓していくなければなりません。そのためには設備投資の促進や町内への事業者誘致をすることによる地域の活性化が必要です。

工業に関しては、中小企業を取り巻く環境がさらに厳しさを増す中で、小規模零細事業所がほとんどを占める本町の工業も停滞傾向にあり、今後とも、商工会との連携のもと、既存企業の経営の安定化を支援していくとともに、既設の設備が老朽化する前に更新されるように環境を整備し、内発的な産業開発に向けた取り組みを進めていく必要があります。また、積極的に地域外事業者を誘致していく取り組みが非常に重要であり、そのために企業用地・工業用水等の産業基盤の整備を図っていかなければなりません。阪和自動車の4車線化が現

在も進められており、大都市との流通が格段に改善されていることを有効に活用する必要があります。

(3) 観光業（旅館業を含む）

観光に関しては、近年観光客数が伸び悩みの状況にあり、通過型・一季型観光が中心で、日帰り客が大部分を占めており、年間を通してより多くの人々が繰り返し訪れ、滞在する観光地づくりに向けたさらなる取り組みが必要となっています。

また、旅館業に関しては、かつて50軒近くあった旅館や民宿は、施設の老朽化や経営者の高齢化、後継者不足などにより、現在では7軒に減少しています。今後は、観光振興による町全体の産業・経済の活性化、観光・交流から定住・移住への展開も視野に入れ、国内、国外を問わず観光客の多様なニーズを的確に把握しながら、既存観光・交流資源の一層の活用と新たな事業展開を進めていく必要があります。

(4) 情報サービス業等

情報産業分野に関して、これまで目立った進出はないものの、本町では町全域にFTTH方式によるCATV網を整備しており、情報産業は有望分野といえます。今後、町内の情報通信環境の整備を含めた企業参入の呼び水となる施策を展開し、新たな産業進出の促進が必要であると考えます。

5. 産業の振興を図るため促進を図ろうとする業種

日高町が産業振興を図るため、促進を図ろうとする対象業種は、基幹産業である農林業・水産業の振興を目的として農林水産物等販売業が挙げられます。

また、雇用拡大と産業振興に大きく貢献する商工業・観光業の発展を目的として製造業、旅館業、情報サービス業等の促進が挙げられます。

6. 産業振興及び事業活性化のための取組／役割分担

産業振興を図るために関係機関が取り組んでいる施策を以下に記載します。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

取組事業	説明
生産基盤の整備事業	農作物被害の防除策として、防護柵等の設置等への支援、有害鳥獣の駆除を行う。
担い手の育成・確保	若年者の移住・定住促進及び都市部への流出を防ぎ、従事者の育成・確保に努める。
農林水産物の販路拡大事業	地元特産品のブランド化を推進することにより付加価値向上を図る。

実施主体・主な役割	
日高町	生産基盤の整備事業の実施 担い手の育成・確保 農林水産物の販路拡大事業の実施
和歌山県	農林水産物の販路拡大事業の支援
日高町商工会	地域資源を活用した新商品開発研究及び事業支援

(2) 製造業

取組事業	説明
中小企業の支援	町内中小企業に向けて補助制度等を実施し経営改善促進を図る。
企業誘致促進事業	産業基盤を整備し、企業の誘致促進を図る。

実施主体・主な役割	
日高町	町の補助制度の実施 産業基盤の整備
商工会	経営改善に関する講演会及び講習会の開催 経営及び技術に関する情報の収集および提供

(3) 観光（旅館業を含む）

取組事業	説明
ホテル・旅館等の受入体制の充実	宿泊に対応できるホテル・旅館施設や観光・交流施設等の整備充実を図り、観光客の受け入れを促進する。
広域観光体制の充実	周辺の市町村と連携・協力し、広域の観光に取り組む。
観光情報の発信強化	観光関連のホームページの充実とSNS等を活用し、情報サービスの充実を図る。

実施主体・主な役割	
日高町	ホテル・旅館等の受入体制の充実 広域観光体制の充実 観光関連の情報サービスの積極的な発信
観光協会	観光案内パンフ等の観光情報の発信 プロモーション活動の強化
商工会	各種イベントの実施 町観光協会への協力・支援並びに観光事業の促進

(4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組事業	説明
企業立地事業	制度・施設等の環境面の向上を図り、企業の誘致を促進する。

実施主体・主な役割

日高町	情報通信環境整備事業の実施
和歌山県	設備投資、雇用創出に関する補助制度の活用

(5) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進事業	町内外問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。
地方税の不均一課税	計画区域における対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。

実施主体・主な役割

日高町	租税特別措置の実施 過疎地域、半島振興対策地域における固定資産税の課税免除や不均一課税の実地 事業者向け説明会の実施 町ホームページ、町広報誌による情報発信 チラシ配布等による事業者への直接周知
和歌山県	租税特別措置の実施 過疎地域、半島振興対策地域における不動産取得税や事業税の課税免除や不均一課税の実施 産業を支える人材の育成・確保
商工会	会員への制度の斡旋

7. 計画の目標

本計画は次のとおり目標を定めます。

(1) 設備投資の活性化に関する目標（令和2年度～令和6年度）

目 標	
新規設備投資件数	2 件

(2) 雇用・人口に関する目標（令和2年度～令和6年度）

目 標	
新規雇用者数	2人
社会増減率	1.0未満

(3) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

① Web 媒体等による情報発信

- ・町のホームページにおいて半島税制に関する周知ページを作成および掲載
- ・町広報誌にて年2回程度情報発信を実施する

② 事業者への直接周知

- ・税制及び企業誘致の部署窓口に半島税制に関する周知資料を常設する

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本町総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、P D C Aサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9. 参考データ等

【人口】

(人)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	7,148	7,344	7,432	7,641
生産年齢人口	4,189	4,224	4,148	4,196
	58.6%	57.5%	56.1%	54.9%
老年人口	1,774	1,955	2,063	2,248
	24.8%	26.6%	27.9%	29.4%

資料：国勢調査

【産業別事業所数及び従業者数】

(人)

産業分類	事業所数		従業者数	
	平成21年	平成26年	平成22年	平成27年
第一次産業	3	4	585	542

第二次産業	90	76	714	764
第三次産業	258	239	2, 104	2, 340

資料：経済センサス基礎調査（事業所数）、国勢調査（従業者数）

【観光入込客数】

(人)

年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
観光客総数	242, 800	236, 150	264, 400	249, 445	232, 116
日帰り客	203, 500	198, 150	224, 000	210, 896	203, 610
宿泊客	39, 300	38, 000	40, 400	38, 549	28, 506

資料：日高町観光行政資料